



国泰産險

106436 台北市仁愛路四段 296 号  
フリーダイヤル：0800-212-880  
www.cathay-ins.com.tw



国内  
料金別納

台北郵局許可証  
台北字第 1161 号

はがき

## 強制自賠責保険更新通知書

あなたの強制自賠責保険はもうすぐ期限切れです。付保の状態を維持し、無保険で監理機関から処罰されないよう、すみやかに加入してください。（※すでに更新済みまたは加入の必要がない場合、この通知は無視してください）

- 期限切れ車両番号：
- 担当部門：
- 業務担当：
- 強制保険期限：
- 担当者：
- 電話：

※車両登録番号が空白または登録情報に変更がある場合、フリーダイヤルまでお電話して更新してください。

（一）弊社は全面的に【強制自賠責保険電子保険証書】を採用しています。電子保険証書はご本人の携帯電話番号またはメールボックスまで送信しますので、正しい携帯電話番号またはメールアドレスを残してください。以前に携帯電話番号またはメールアドレスを残していない場合、弊社フリーダイヤル 0800-212-880 までご連絡ください。このとき、弊社は付保データを公路局監理所データベースまで伝送します。ご本人が公路局監理所まで出向いていただければ、より簡単に監理手続きを済ませられます。

（二）携帯電話番号またはメールアドレスを提供できない、またはしたくない場合、弊社は電子保険証書を伝送できません。ご本人が弊社公式サイト (<https://www.cathay-ins.com.tw/>) または強制自賠責保険ホームページ (<https://ecard.cali.org.tw/>) にアクセスして検索、ダウンロードしてください。公路局監理所の手続きには影響ありません。ご質問がございましたら、0800-212-880 までお問い合わせください。

以下の方法により保険に再加入できます。

- ① 当初の担当者に連絡する、または弊社の各サービス拠点まで出向いて手続きする。
  - ② 弊社サイトから加入するとお得です：<https://www.cathay-ins.com.tw/>
- ❖ 期限切れから 1 カ月内に弊社サイト会員になると、ログイン後、再加入情報が自動的に表示されます。入力の手間が省け、簡単に付保できます！
  - ❖ ネット付保は【自家用小型普通車、自家用小型トラック、1m<sup>3</sup> 以上積載空間付き自家用小型普通車】を開放中、ご利用を歓迎いたします。



自賠責保険 今すぐ加入

お役立ち情報：

### 強制保険について

- 公路局監理所で監理手続きを行うために急に保険証書が必要になった場合、最寄りの弊社サービス拠点まで出向いて加入手続きすると、早く済ませられます。
- 監理所で車検、登録番号変更、車籍の異動登記を行うとき、強制保険の残り有効期間が 30 日以上ないと、法により上記の手続きを行うことができません。
- 強制保険に未加入のときの罰金、二輪：新台幣ドル 1,500～3,000 元、四輪：新台幣ドル 3,000 元～15,000 元、無保険で事故を起こすと、新台幣ドル 9,000～32,000 元。
- 強制保険の電子保険証書をご希望の場合、携帯電話番号を（担当者まで、またはフリーダイヤルの電話中、ネット付保のときに）ご提供ください。
- 自動車および電動スクーターの加入義務者の保険期間期限切れから 6 カ月を経過しても、強制自賠責保険法により再加入していなければ、公路局監理所により登録が抹消されます。

### データ変更

- 保険加入後、車両の名義書換、廃車、使用停止または連絡先の変更など異動があれば、フリーダイヤル（0800-212-880）まで連絡して車籍、所有者情報を正しく更新するとともに、その後の文書提供の手続きにご協力ください。

### その他

- 自家用二輪・四輪の燃料使用費（燃料税）が毎年 7 月に徴収開始されます。所有者は処罰されないよう、期限内に納付してください。
- 空気汚染防止法により、工場出荷満 5 年の車両は毎年、運転免許証発行月の前後 1 カ月間に二輪検定を行わなければ、処罰されます。



国泰産險 LINE 公式  
アカウントを追加  
すると受けられる  
便利なデジタルサ  
ービス：  
付保情報検索、保険  
証書のデータ変更、  
補償の進捗報告な  
ど



国泰産險

106436 台北市仁愛路四段 296 号  
フリーダイヤル：0800-212-880  
www.cathay-ins.com.tw



内  
納  
別  
金  
料

台北郵局許可証  
台北字第 1161 号

はがき

## 強制自賠責保険期限切れ通知書 第 1 / 第 2 回再加入通知

### 期限切れ通知書

あなたの強制自賠責保険はすでに期限切れ、無保険状態です。付保の状態を回復し、無保険で監理機関から処罰されないよう、すみやかに保険料を支払って加入してください。再加入した保険は保険料支払い当日から有効です。（※すでに更新済みまたは加入の必要がない場合、この通知は無視してください）

- 期限切れ車両番号：
- 担当部門：
- 業務担当：

- 強制保険期限：
- 担当者：
- 電話：

（一）弊社は全般的に【強制自賠責保険電子保険証書】を採用しています。電子保険証書はご本人の携帯電話番号またはメールボックスまで送信しますので、正しい携帯電話番号またはメールアドレスを残してください。以前に携帯電話番号またはメールアドレスを残していない場合、弊社フリーダイヤル 0800-212-880 までご連絡ください。このとき、弊社は付保データを公路局監理所データベースまで伝送します。ご本人が公路局監理所まで出向いていただければ、より簡単に監理手続きを済ませられます。

（二）携帯電話番号またはメールアドレスを提供できない、またはしたくない場合、弊社は電子保険証書を伝送できません。ご本人が弊社公式サイト (<https://www.cathay-ins.com.tw/>) または強制自賠責保険ホームページ (<https://ecard.cali.org.tw/>) にアクセスして検索、ダウンロードしてください。公路局監理所の手続きには影響ありません。ご質問がございましたら、0800-212-880 までお問い合わせください。

現行の付保内容に従って更新時に支払うべき保険料が提示されます。以下の方法により更新できます。

① クレジットカードによるオンライン決済ウェブサイト：<https://smartpay.cathay-ins.com.tw> または「国泰産險線上繳費」で検索

② 7-ELEVEN まで出向く：ibon→チャージ／支払→銀行保険→保険料支払で検索し、レシートを印刷

③ この通知書を持ってコンビニ（7-ELEVEN、ファミマ、ライフ、OK など、いずれも可）まで出向いて支払い

▲注：このはがきは強制保険のみを対象としており、①、②の方法で支払う場合、現行の付保内容に従って更新時に支払うべき保険料が提示されます。支払情報が見つからない、およびその他の保険については、元来の担当部門または弊社サービス拠点までお問い合わせください▲



QR コードで、外出せずに保険料支払



国泰産險 LINE 友達追加  
クルマの保険デジタルサービスを受けられます

(1) 受託機構は保険料の集金代行に責任を負うのみであり、弊社を代表しての意見表明または情報提供はできません。その他のニーズがあれば、弊社までお問い合わせください。(2) 保険料支払後、弊社は支払日から 7~10 営業日以内に文書（保険証書、レシートを含む）を発行します。支払日から 20 日を経過しても弊社発行の文書が届かない場合、弊社フリーダイヤル（0800-212-880）までお問い合わせください。文書（保険証書、レシートを含む）がお手元に届くまで、支払時の控えをきちんと保管してください。(3) 受託機構は、期限切れ後の更新／再加入の保険料支払は受け付けられません。

#### お役立ち情報：

##### 強制保険 について

●公路局監理所で監理手続きを行うために急に保険証書が必要になった場合、最寄りの弊社サービス拠点まで出向いて加入手続きすると、早く済ませられます。

●監理所で車検、登録番号変更、車籍の異動登記を行うとき、強制保険の残り有効期間が 30 日以上ないと、法により上記の手続きを行うことができません。

●強制保険に未加入のときの罰金、二輪：新台幣ドル 1,500~3,000 元、四輪：新台幣ドル 3,000 元~15,000 元、無保険で事故を起こすと、新台幣ドル 9,000~32,000 元。

●強制保険の電子保険証書をご希望の場合、携帯電話番号を（担当者まで、またはフリーダイヤルの電話中、ネット付保のときに）ご提供ください。

●自動車および電動スクーターの加入義務者の保険期間期限切れから 6 カ月を経過しても、強制自賠責保険法により再加入していなければ、公路局監理所により登録が抹消されます。

##### データ変更

●保険加入後、車両の名義書換、廃車、使用停止または連絡先の変更など異動があれば、フリーダイヤル（0800-212-880）まで連絡して車籍、所有者情報を正しく更新するとともに、その後の文書提供の手続きにご協力ください。

##### その他

●自家用二輪・四輪の燃料使用費（燃料税）が毎年 7 月に徴収開始されます。所有者は処罰されないよう、期限内に納付してください。

●空気汚染防止法により、工場出荷満 5 年の車両は毎年、運転免許証発行月の前後 1 カ月間に二輪検定を行わなければならない、処罰されます。